

平成24年度決算審査における委員会運営について

決算特別委員会（総務所管分）

（ア）質疑

＊終了後、理事者退室

（イ）委員同士の討議（論点の再整理、事業評価）

決算特別委員会（経済建設所管分）

（ア）質疑

＊終了後理事者退室

（イ）委員同士の討議（論点の再整理、事業評価）

決算特別委員会（民生所管分）

（ア）質疑

＊必要あれば質疑終了後総括質疑(通告分にかかわる)

＊終了後、理事者退室

（イ）委員同士の討議（論点の再整理、事業評価）

（ウ）委員同士の討議（事業評価、採決態度）

＊委員会付託議案全てにかかわり再度の論点討議・事業評価

（エ）採決

※最終日の委員は、自らが参加した民生所管分の議案にかかわる議論経過のほか、仮に、総務・経済建設所管分に参加していなかった場合は、参加した委員から議論経過の引継ぎを受け最終日に臨む必要がある。

(2) 各常任委員会の所管事務調査報告

① 報告者

各常任委員会 正副委員長

② 報告内容および所管事務調査のあり方の再確認

ア 報告内容

委員同士の討議により明らかになった調査の目的、課題や対応策、委員会として合意形成に至った経過と結果について報告する。

なお、調査結果について報告できるに至っていない場合は、調査の目的等のほか現状の推移と今後の見通しについて報告する。

(「地方議会改革宣言／野村稔著 「所管事務調査で議会の活性化を」 より)

(自治基本条例検討会報告書「議会の情報公開と住民協働」 より)

(函館市議会議会改革報告書「閉会中委員会のあり方」 より)

※理事者からの報告内容や理事者答弁は委員会としての考えではないので報告することにはならない。

イ 本来実施すべき「所管事務調査のあり方」

《所管事務調査の目的》

- ・ 能動的に所管事務調査を行い、「議会の政策」を提言する。
- ・ 議会における論議の中心である常任委員会が能動的に所管事務調査を行い、多くの情報を蓄積し、議案審査時の議論を深める。

(「地方議会改革宣言／野村稔著 「所管事務調査で議会の活性化を」 より)

(自治基本条例検討会報告書「政策形成機能の発揮」 より)

《所管事務調査の方法》

委員同士の協議により、調査の目的をはっきりさせ、住民の意見を反映させながら問題点や対応策について委員同士で討議し、委員会としてまとめあげていく。

(「地方議会改革宣言／野村稔著 「所管事務調査で議会の活性化を」 より)

(自治基本条例検討会報告書「合議体としての議会」「政策形成機能の発揮」 より)

※報告内容を協議するにあたって、単に理事者からの報告を受けることや委員と理事者間での質疑応答だけでは、所管事務調査とはならない。

《議決結果》

議決結果については、議会全体がその責任を負う。

(議会運営の実際「所管事務調査の結果」より)

ウ 本来実施すべき「所管事務調査の流れ」

別紙３のとおり

③ 所管事務調査報告について

- ・ 所管事務調査については、概ね「所管事務調査のあり方」や「所管事務調査の流れ（別紙３）」に沿った調査が行われているが、下記のような課題に対応することで、より充実した議会報告会が可能になるものとする。

④ 議論の経過で出された現状の所管事務調査にかかわる課題

- ・ 調査は委員会自らが能動的・自主的に行い政策提言につなげるものであるが、理事者から報告を受けることが目的となっていることが多い。
- ・ 調査方法が、各委員が理事者へ質問するのみで委員同士の議論や協議がほとんどなく、結果として、市民にとって委員会調査の成果が見えにくくなっている。